

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2011. 7.10発行〈通巻第414号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



- ニチアス石綿被害損害賠償訴訟
第3回弁論開かれる 札幌・岐阜・奈良…………… 2
- クボタショックから6年
アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会開かれる …… 5
- 「明日への伝言」遺族らの手記出版 ……………12
- クボタ石綿被害状況 ……………12
- 早川義一さんの死を悼む ……………14
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その16 古川和子 ……………15
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年6月 ……………17
- 韓国からのニュース ……………18
- 前線から ……………22
連合が2年ぶりにセーフティネットワーク集会 全国

5月の新聞記事から/23

表紙/泉南アスベスト訴訟原告団の皆さんとバンジャマン・リザニユックさん(左から2人目)、
ポール・ジョバンさん(7人目)、武澤泰さん(3人目、尼崎支部世話人)、松原保さん(5人目、
尼崎安全センター議長)、柚岡一禎さん(右端、泉南地域の石綿被害と市民の会代表)

ニチアス石綿被害損害賠償訴訟 第3回弁論開かれる

札幌・岐阜・奈良

三回目の弁論が岐阜（5月19日）、札幌（5月23日）、奈良（6月13日）で行われた。

岐阜では、原告側から原告山田益美さんがニチアス羽島工場退職後に従事した仕事と石綿ばく露作業の有無に関して書面を提出した。

山田さんはタイヤのゴム部分をリム（ホイール）に固定するための部品の「ビードワイヤ」を製造する仕事をしていましたが、石綿ばく露作業はまったくなかった。

被告ニチアス側は、「責任原因－安全配慮義務違反」「損害」について、原告側への反論を書面で提出した。

山田さんが入社した1959年のはるか以前の1940年には石綿肺の知見は確立していた。大阪における石綿製造工場群を対象にした、有名な助川研究が行われ、その工場群の中にニチアス王子工場が含まれていた。さらに、1952年からは奈良医科大学によってニチアス王子工場の調査が行われ石綿肺の多発が確認されていた。こうしたことから、ニチアスが山田さんの入社以前から石綿肺発症の危険性を認識していたことは明らか。

ところが、今回の書面では、医学的知見の確立をなんとしてもあとにずらしたい、との意図から、あれこれ理由を並べた上で「被

告は、本件において、少なくともじん肺法が制定された昭和35(1960)年の時点において、アスベスト（石綿）ばく露と石綿肺発症の関連性に関する日本国内の医学的知見が確立されたと解されることを殊更争うものではないが、前述のとおり、我が国におけるアスベスト（石綿）ばく露と石綿肺発症の関連性に関する医学的知見はその直前である昭和34(1959)年、すなわち原告が被告に入社した年によく概ね集積されたものに過ぎなかったのである」と主張してきた。

そのように言った上で安全配慮義務については、そんな時期だから、粉じん対策や教育、指導を特別にしていなかったとしてもやむを得なかった、というのである。

当時の法規制が後の時代に比べて、緩かったことは事実ではあるが、後に課された対策は当時としても十分可能なものばかり、石綿の危険性を政府よりはるかによく知る立場にいた企業が、このようなことを主張しても説得力はまるでない。

盗人たけだけしい、とはこのことだろう。

札幌では、被告側から、原告大谷定子さんが発症している胸膜プラークが損害とはいえないことや定子さんが全造船ニチアス・関連企業退職者分会に加入した2007年2月



時点で「損害および加害者を知った」のであるから、民法上の不法行為による損害賠償の時効である3年を過ぎた提訴時(2010年10月)にはすでに時効となっていて無効であると主張する書面が提出された。

胸膜プラーク有所見者のがんリスクは明らかであり、だから、健康診断や経過観察が医療上の措置として一般的に行われているのだから、ニチアスの主張は実に勝手な言い分に過ぎない。

また、分会は団交による話し合いをずっと求め続け、ニチアスは一方的に拒否してきたという経過を踏まえれば、消滅時効の主張も実に許しがたい。

奈良では、原告側から各原告の職歴などについての書面を提出し、原告の北村昌三さんが意見陳述をおこなった。



6月13日 奈良地裁 北村昌三さん(左端)

2011年5月26日
意見陳述書

奈良地方裁判所御中

北村昌三

私は、昭和44年4月から昭和55年2月まで日本アスベスト(現ニチアス)王寺工場で働きました。

王寺工場での仕事のうち約10年間は、鉄工工作室というところに配属されました。そこで、機械のカバーの作製、機械のカバーや部品、金型や台車などの修理といった作業に従事していました。

私は、このような作業に従事する際に、たくさんのアスベスト粉じんを吸いました。

まず、機械のカバーを作製するためには、その機械が置いているアスベスト製品の製造工場に行って、機械の寸法を測る必要があります。また、鉄工工作室でカバーを作製した後、機械に取り付ける際に、再びアスベスト製品の製造工場に行かなければなりません。

このように、アスベスト製品の製造工場に出入りする際、私は、工場内において発生し、目の前が真っ白になるほどに飛び散っていたアスベストの粉じんを吸ったのです。

また、機械のカバーや部品、金型や台車などを修理するにあたっては、これらの物品が鉄工工作室に持ち込まれていました。その際もこれらの物品に付着したアスベスト粉じんが清掃されないまま持ち

込まれるため、修理をする際に、私は、アスベスト粉じんを吸ってしまったのです。

私がこのような作業に従事していた当時、会社は、私たち鉄工工作室の作業員に対し、防じんマスクを支給することはありませんでした。また、安全指導もありませんでした。会社がきちんとした対策をとってくれていれば、私がこのようにアスベストの粉じんを吸うこともなかったかと思うと、残念でなりません。

平成17年頃、会社から通知があり、健康診断を受けました。その結果、石灰化したプラークがあることが分かり、平成18年7月、健康管理手帳の交付を受けました。

現在の病状ですが、階段や坂道の登りの途中で、息苦しくなって休憩しながら歩かないといけない状態です。夜中にも、せきやたんが出て、息苦しくて辛いといった状態です。

また、プラークがあるということは、たくさんアスベストを吸ってしまったということになります。そのため、いつ中皮腫や肺がんといった重い病気にならないかと不安でなりません。

このように、体がしんどく、また、不安のある毎日がどれほどつらいものか、裁判所

や会社にはぜひご理解いただきたいと思います。先日、私たち原告の仲間であった庄田誠治さんが亡くなりました。

私たち原告はみんな高齢ですし、アスベストのせいでいつ重い病気にかからないとも限りません。

裁判所におかれては、一日も早い解決を心からお願いいたします。

以上

これからもしばらく書面による主張、求釈明のやりとりが続く。

次回第4回は、

札幌地裁 7月20日 午後4時 805号

岐阜地裁 7月28日 午後1時10分 302号

奈良地裁 9月5日 午後3時 101号

札幌、岐阜、奈良とも、患者と家族の会、地域ユニオン、有志の労働組合の方々が傍聴に駆けつけられ、心強い支援をいただいている。

本当にありがとうございます。

変わらぬご支援をお願いします。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

クボタショックから6年 アスベスト被害の 救済と根絶をめざす尼崎集会 開かれる



左から田尻五郎さん、浅堀猛さん、大塚まゆみさん、鶴谷照子さん

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、同尼崎支部、尼崎労働者安全衛生センター主催で、6月25日、尼崎市小田公民館においてクボタショック6年目の集会が開かれ、クボタ被害者と家族をはじめ、尼崎と全国各地から多くの関係者が参加した。特別ゲストとしてフランスからの報告もあった。

悔しい思い

中皮腫患者の田尻五郎さん、浅堀猛さん、大塚まゆみさん、石綿肺遺族の鶴谷照子さんがそれぞれの思いを語った。



大塚まゆみさん

田尻さんは石綿建材メーカー「ノザワ」工場での短期勤務経験があることで労災認定されたが、クボタ旧神崎工場近隣の常光寺地区に居住歴のある被害者でもある。

大塚さんは「調べると、生まれてから5年間クボタの工場の隣の市営住宅に住んでいたことがわかりました。抗癌剤治療の回数が増えるたびに、副作用が強くなってきて、吐き気、下痢、食欲不振、口内炎の苦しみとの闘いです。薬が切れると胸が必ず痛みます。今まで正社員で自分の収入で普通の生活をしていて定年まで頑張っていたつもりでいましたが、もう半年休んでいてこのままだと退職せざるを得ません。救済認定されて月10万円程度支給されるようになりましたが、生活できる金額ではありません。人生がまったく変わってしまいました。いのちも削られて少なくなりました。前向きに頑張っていこうと思うのですが、自分のせいで、自分が悪くて中皮腫になったのではないと思うと悔しい思いを消すことはできません」と嘔みしめるように話された。

負けてたまるか

浅堀さんは「今、47歳です。昭和39年11月に現在の浜3丁目、クボタから少し北へ上がったところで生まれました。4歳までのたったその間に石綿にばく露したということに、ほんとうに石綿のおそろしさを感じる次第です。3年前の2月頃発症しました。元気な男でしたので、息苦しさを感しながら1ヶ月ほどほったらかしにしており、だんだんひどくなっていくんですが、なぜ



浅堀猛さん

かなと思っていまして、最後、階段の踊り場で休まなければならなくなってはじめて病院に行きました。左肺全体に水がたまっていました。水を抜いての検査でははじめ肺腺癌と言われましたが、大阪成人病センターで中皮腫と診断されて片肺を全部摘出し、抗癌剤治療、放射線治療をして、平成21年の1月から営業で職場復帰しています。風邪が天敵で、ひいてしまうとたいへんなことになります。大きな身体をしているので、どこがわるいんか、と言われますが、ほんとはしんどいんです。妻と高校生と中学生のことを考えると負けてたまるかと思えます。クボタの社長が収束にむかっていると言ったという話をききまして、腹が立って腹が立ってしかたなかったです。わたしのことを考えても、発症していない人がまだまだいると思うからです。私の通っていた浜幼稚園の1年上にダウンタウンの浜ちゃんもいてたと聞きました。クボタの社

尼崎・クボタ旧神崎工場周辺

住民の石綿肺認定

環境省が初の裏付け

尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺に住み、アスベスト(石綿)疾病の石綿肺で亡くなった鶴谷詔量さん(69)に對し、環境省が石綿健康被害救済法に基づき、正式に「石綿肺」と認定したことが1日、分かった。石綿肺は大量の石綿を吸った人が発症する病気

で、関連工場で働いたり吹き付け作業に携わったりした人が発症しやすいが、一般住民がかかるのは極めて珍しい。150人を超えるクボタ周辺住民の死亡で、昨年7月に石綿肺が同法の救済対象となつて以降、石綿肺と正式に認定されたのは初めてとみられる。

クボタは1957〜75年、毒性の強い青石綿を8万8千ト使用。鶴谷さんはその時期の約15年間、工場近くで暮らしており「労働者並みに暴露した」とみられる。2009年11月に石綿肺が確定

は認められ、10年1月、クボタに救済金を請求、同年9月に亡くなった。死後、肺を解剖したところ、乾燥肺1.5倍当たり5770万本の石綿繊維が見つかり、ほとんどが青石綿だったことが独立行政法人環境再生保全機構の調べで判明。石綿疾患を引き起こす基準繊維量の10倍以上に相当していたという。

(横田良平、加藤正文)



環境省が石綿肺と正式に認定した鶴谷詔量さん＝2010年1月、尼崎労働者安全衛生センター

2011年3月2日 神戸新聞

長はもっと真摯に、もっと重大に考えていただきたいと思います。」と力を込めた。

近隣で石綿肺」の衝撃

鶴谷照子さんの夫の詔量(きよかず)さんは、クボタ旧神崎工場に隣接した工場に寝起きしながら働いた経歴をもち、石綿肺を発症した。生前から石綿肺被害を訴えたが、残念ながら昨年9月8日に死亡された。(本誌2010年10月号参照)

2006年3月に施行された石綿健康被害救済法は当初

は不当にも、肺がんと中皮腫だけを救済対象としたが、被害者の要求によって「著しい肺機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚」を追加する政令改正が行われ、昨年7月から施行された。



2010年2月16日鶴谷さん自宅で面接調査(撮影:片岡)

「苦しむ人の良い流れに」

石綿被害救済

鶴谷さんの妻 仏前に報告

尼崎市の大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場近くに居住し、石綿肺で昨年9月に亡くなった鶴谷 詔量さん（当時69歳）が石綿健康被害救済法（アスベスト新法）の救済対象に認められたのを受け、鶴谷さんの妻照子さん（67）が2日、同市内で記者会見を開き、心境を語った。写真。鶴谷さんは国に救済申請した直後、吉報を待ちながら亡くなっており、「自分が認められたら後が続くと話していた主人には、仏前で『やっと認められました』と報告しました」と喜んだ。



鶴谷さん方に救済決定の通知が届いたのは1日夜。照子さんは最初、「しっっかり見られなかった」というが、確かめると先月24日付の通

知書が入っていたという。「医者にかかったことのないほど元気」。そんな鶴谷さんが石綿肺と診断されたのは2009年秋だった。同年暮れには酸素吸入が欠かせなくなり、翌年3月には「何があってもおかしくない」と診断された。10年7月、同法による救済対象が重症の石綿肺に広がり、同8月に照子さんが

代筆して救済申請したが、結果を見ぬまま同9月に亡くなった。

症状が悪化しても「大丈夫や」と気丈に振る舞った鶴谷さん。遺体を解剖したところ、基準値の10倍以上の肺1.5あたり約5800万本の石綿繊維が確認されたという。

照子さんは「石綿肺の過大本山 成田山認可（倉内唯一）交通安全 西 成田山 西 小坂町」

醋さを改めて感じた。しかし、（今回の決定が）苦しんでいる方々にとってよい流れになれば」と語った。鶴谷さんはクボタにも救済金を申請中。同社広報室は「今後適用に向けて検討していきたい」とのコメントを出した。

2011年3月3日 読売新聞

詔量さんの石綿肺認定通知が届いたのは、今年3月2日だった。

死後の検査では、肺内から青石綿（クロシドライト）がみつかった。通常では到底考えられない量で、クボタ石綿禍のすさまじさを示した。

工場外に居住する住民に発生した石綿肺を行政が認定したのは初めてで、岸本卓巳岡山労災病院副院長のような御用学者が「工場外での石綿肺は見たことがない」と根拠なく宣伝してきたことがウソであったことを、行政が確認したという画期的な認定例となった。

恒例となった壽文寿師匠の落語のほか、

患者と家族の会世話人の平地千鶴子さんが、昨年亡くなられた中皮腫患者の矢木龍八さ



中村寛寛会長：私たちも心を決めて、これから環境省と政府と喧嘩していかなんと思っております

石綿 苦 勇 気 の 歌



自サックスが好きだった矢木龍八さん(左)患者と家族の会提供
自矢木さんの詩に曲をつけた平地千鶴子さん(右)兵庫県尼崎市で大沢博彰

子どものころにアスベスト(石綿)を吸引し、昨夏、中皮腫で逝った兵庫県明石市の58歳の男性が、亡くなる直前に一編の詩を残していた。自分を空を飛ぶツバメに例え、
「僕はどこにでもいるんだよ」
患者仲間や、残された家族を見守る優しいまなざしが感じられる内容。この詩に、同じ石綿が原因で夫を亡くした女性がメロディーを付けた。患者と家族の思いがこもった曲は今後、支援する集会などで歌い継がれる。【大沢瑞季】

遺作の詩 別の遺族が作曲

「空をゆくツバメ 風の中の自由にはばたいています。あのツバメは僕です。見えますか？ みんな元気そうでした」
妻三子さん(50)はこの詩を何とか残したいと、尼崎市の平地千鶴子さん(57)に曲づくりを頼んだ。平地さんも07年、夫の澄彦さん(当時60歳)を亡くしていた。澄彦さんは子どものころに同工場近くに住み、晩年中皮腫に苦しんだ。似た境遇で夫を亡くした2人。平地さんはギター奏者でもあり、夫の詩の意味をくみ取って、曲を作ってくれるはず。三子さんは期待した。
平地さんには作曲経験はなかったが、「家族を残して逝ってしまう無念さは、夫も矢木さんも同じだったはず。下手でもいいから曲にしたい」と三子さんの思いを受け止め、詩を何度か口にして読んだ。澄彦さんはバイオリン教室を開くほどの腕前、サックスを奏する矢木さんの姿と重なり、詩がずっと心の中に入り込んでくるような気がした。完成した曲を電話で三子さんに聞いてもらおうと、受話器からはすすり泣きの声が聞こえた。
平地さんは今、石綿の「患者と家族の会」の世話人を務め、会員の相談にのっている。出来上がった曲は、昨年12月の会合で、患者の手拍子に合わせて披露した。歌っているとき、少年のようにサックスを吹く在りし日の矢木さんの姿が、眼に浮かんだという。
平地さんは「夫や矢木さんの死を無駄にしないため、同じ患者を励ますために歌い続けたい」。

2011年2月19日 毎日新聞

んの詞に曲をつけた歌を披露された。

集会では、中村實寛患者と家族の会会長、稲村和美尼崎市市長があいさつ、保健所担当者からは環境省からの委託健康リスク調査の報告を行った。岡部和倫先生(国立山口宇部医療センター呼吸器外科)もかけつけ「アスベスト問題は大変大きな問題で悪性胸膜中皮腫のみならず肺がんの患者さんもたくさんおられます。呼吸器外科医として患者さんにご家族のお役にすこしでも立てれば

と思っています。」と述べられた。

各地域からの報告では、泉南アスベスト訴訟原告団から、8月25日の大阪高裁判決への注目と結集が呼びかけられた。

横浜、羽島、河内長野など環境被害地域の現状も報告された。各地域で行われている環境省による健康リスク調査については、各地域の取り組み状況に大きな違いがあり、昨年度特に尼崎市で受診者数の大幅な減少があったことが指摘された。

「アスベスト関連疾患の現段階」について名取雄司医師（アスベストセンター所長）、「アジアの環境被害」について村山武彦教授（早稲田大学）、「フランスのオルネスポアにおける石綿被害」についてポール・ジョバン、バンジャマン・リザニユックさんが報告した。オルネスポアには、クボタ旧神崎工場と同じような青石綿を使用した大きな工場があったために多くの周辺被害が発生、住民が立ち上がっている。今年、尼崎労働者安全衛生センターの飯田浩事務局長らが現地を訪問した。

訴訟を闘う原告の方々からアピールが行われた。

アスベスト肺がん不支給取り消し訴訟原告の丸本津枝美さん、日本通運・ニチアス王寺工場中皮腫損害賠償訴訟原告の吉崎和美さん、日本通運・クボタ旧神崎工場アスベスト損害賠償訴訟原告の古島右春さんたちが支援を訴えた。

集会の最後に2011アスベスト被害根絶尼崎宣言を採択し閉会した。



泉南アスベスト訴訟原告団



稲村和美尼崎市長：集会を目前に亡くなられた早川さんをはじめこのアスベスト被害で本当に無念で、でも、多くの取組の中で、ほんとうにいのちを燃やして亡くなられたすべての方に哀悼の意を表します。一番近い自治体の首長としての責任を痛感しています

闘いはつづく

クボタ周辺の中皮腫被害は南西方向に二キロを超えて確認できることが車谷典男奈良医大教授・熊谷信二産業医大准教授の調査で科学的に明らかになっている。

前例のない、未曾有の被害事実を前に、なんびともなによりも謙虚でなければならぬはずだ。

私たちは1.5キロメートルを超える地域に居住歴のあった被害についても、書類をクボタに提出して救済制度の適用を求め続けているのだが、クボタはまだ踏み出さない。今後も粘り強くやっていくしかない。

この日の集会にも、そのために未救済にとどまっている被害者遺族が参加されていた。



青野いずみさん

前半の司会をされた青野いずみさんもその一人だ。青野さんの夫清さんは2008年8月、中皮腫で亡くなられた。1958年に旧神崎工場から南西に約2キロ、西大物に生まれ、15年余りそこで暮らした。自営の飲食店が軌道に乗った矢先を病魔が襲った。原因はクボタ以外には見い出せない。

車谷・熊谷研究を環境省、尼崎市の行政は正面から受け止めず、被害の実態解明を積極

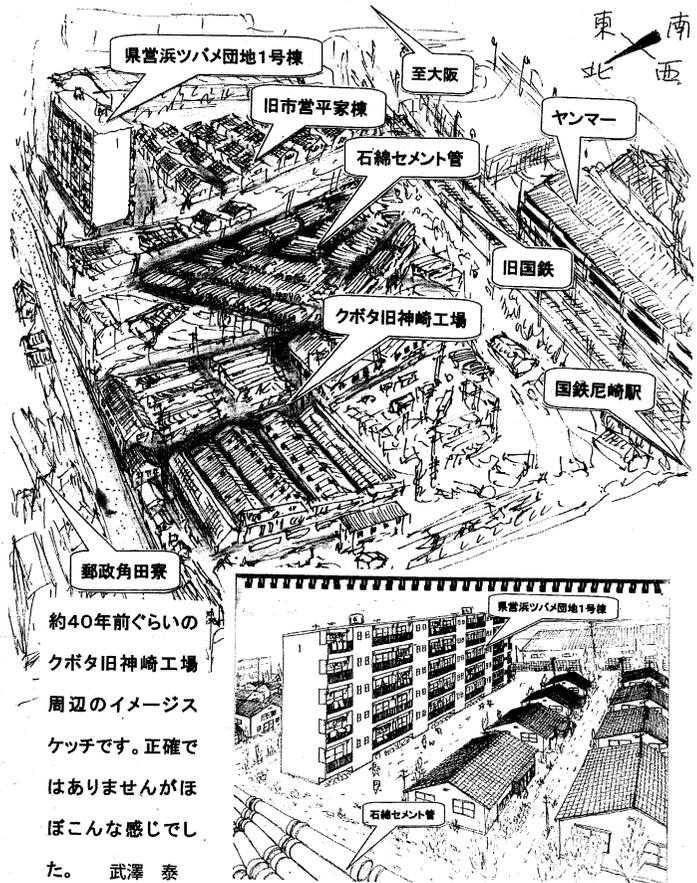
的にやろうという姿勢がみられない。

こうしたことが被害者を苦しめているのだ。

尼崎の被害と闘いはこれからも続く。

それは、日本と世界のアスベスト問題の中で重要な位置にあり続けるに違いない。

(写真はいずれも今井明)



かつてのクボタ神崎工場周辺 (画: 武澤泰、「明日への伝言」より)

石綿健康被害 尼崎で発覚6年

中皮腫で今年2月、59歳で亡くなった早川義一さん。『尼崎市』の週刊も収録。工場周辺の健康被害を女性2人（ともに故人）と最初に告発した早川さんは、フニアスピストの世の中になるまで、私は一日でも一時間でも長く生き抜くことで、悔しさを一杯で吐き出して逝かれた多くの方々の無念さを、少しでも和らげられるのではと記している。被害が明らかになる前の03年、尼崎育ちの夫（当時51歳）を亡くした野村啓子さん（57）『兵庫県川西市』

兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で、アスベスト（石綿）による健康被害が発覚して6年。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部」と支援団体の尼崎労働者安全衛生センターが、中皮腫に苦しむ被害者や遺族らの手記「明日への伝言」を出版した。08～11年に患者団体の会報「尼りかん」に掲載された約30人の生々しい声がつづられている。【生野由佳、写真も】



「アスベスト被害を身近な問題として考えてほしい」と話す飯田浩事務局長（兵庫県尼崎市で）

遺族ら手記出版

は末期症状の夫との会話を つづった。当時はアスベストとの因果関係がはっきりせず、「俺、何か悪い事したか」との言葉ばかりで、「何も悪い事なんかしてないよ。一生懸命働いて、子供4人に専まれ……」と心の中で叫んでいました。と当時の思いを記した。同センターによると、今月15日現在、クボタに救済金などを請求しているのは死亡者214人と療養中の患者28人。飯田浩事務局長は「発症までの潜伏期間が長く、被害者は増え続ける。患者の声を通じ、実態を身近に感じてほしい」と話している。アットワークス刊、A5判320頁、1890円。患者と家族の会尼崎支部（06・49550・6653）。

末期の夫『俺、何か悪いことしたか』

2011年6月25日 毎日新聞

クボタへの救済金請求資料提出が242名 クボタの労働者被害は176名

尼崎労働者安全衛生センターによると、周辺住民などのクボタ石綿被害でクボタに救済金請求資料を提出した数が、242名分（ほとんどが中皮腫。ごく少数が肺がん／2011年6月15日現在 次頁表）。

内部の労働者被害は176名（2011年3月31

⑥石綿疾病患者の状況（平成23年3月31日現在）

(注1) 中皮腫の患者数は()内に表示。
(注2) 上記人員には、労災申請中の人員も含む。

(1)年度別死亡者数				単位:人	
年度	死亡者数	年度	死亡者数	死亡者数	合計
S51	1 (0)	H8	4 (3)		
S53	1 (0)	H9	1 (0)		
S54	1 (0)	H10	8 (2)		
S58	1 (0)	H11	6 (3)		
S60	2 (1)	H12	5 (2)		
S61	1 (1)	H13	7 (4)		
S62	3 (2)	H14	6 (5)		
S63	2 (2)	H15	9 (5)		
H1	2 (0)	H16	14 (5)		
H2	2 (1)	H17	11 (4)		
H3	8 (5)	H18	10 (4)		
H4	6 (4)	H19	11 (3)		
H5	4 (2)	H20	9 (3)		
H6	4 (4)	H21	2 (0)		
H7	4 (3)	H22	7 (1)		
		合計	152 (69)		

(2)年齢別			単位:人	
年齢	死亡	療養中	合計	合計
～44	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
45～49	5 (2)	0 (0)	5 (2)	
50～54	9 (6)	0 (0)	9 (6)	
55～59	20 (14)	0 (0)	20 (14)	
60～64	28 (15)	0 (0)	28 (15)	
65～69	34 (17)	1 (1)	35 (18)	
70～74	25 (9)	7 (0)	32 (9)	
75～79	23 (4)	12 (1)	35 (5)	
80～	8 (2)	4 (0)	12 (2)	
合計	152 (69)	24 (2)	176 (71)	

日現在（左表）。表の数字のごく一部に小田 中皮腫。
原工場などの数字を含む。176名のうち71名

クボタ見舞金・弔慰金、救済金 書類提出者 内訳('11.6.15 現在)

死亡年別		性別	
年	死亡者総数	男性	女性
1978 (S53)	1	1(28)	
1980 (S55)	1	1(41)	
:			
1986	1	1(27)	
1987	1		1(26)
1988	1	1(61)	
1989 (S64,H1)	3	2(33,41)	1(41)
1990 (H2)	1	1(37)	
1991	1		1(59)
1992	2	1(73)	1(42)
1993	3	1(58)	2(65,73)
1994	1		1(68)
1995 (H7)	7	1(46)	6(49,54,58,66,70,72)
1996	5	2(70,80)	3(63,63,69)
1997	8	7(40,45,46,56,66,71,72)	1(80)
1998	4	3(47,50,56)	1(51)
1999	6	3(42,44,45)	3(56,60,67)
2000 (H12)	8	2(47,58)	6(43,51,71,73,83,87)
2001	9	3(53,54,67)	6(41,52,64,64,69,76)
2002	9	4(39,69,72,73)	5(56,73,77,80,88)
2003	6	4(51,53,71,80)	2(55,59)
2004	20	12(53,54,57,59,60,63,63,68,70,71,76,80)	8(48,53,60,69,71,73,77,81)
2005 (H17)	16	12(45,48,49,53,55,55,60,63,68,72,74,75)	4(57,66,77,78)
2006	22	12(49,53,54,56,57,63,66,70,73,74,77,83)	10(58,63,66,66,67,73,74,75,78,92)
2007	18	7(49,57,60,69,74,75,87)	11(53,54,59,62,65,66,70,74,75,77,86)
2008	24	11(50,50,55,58,62,64,65,67,79,81,87)	13(56,59,60,60,61,64,64,72,73,74,78,80,82)
2009	12	8(58,59,60,67,68,77,82,92)	4(50,57,59,60)
2010 (H22)	19	11(58,63,68,68,69,70,71,71,71,72,84)	8(55,57,58,69,70,72,78,89)
2011	5	2(65,68)	3(70,76,83)
合計	214	113	101

死亡年齢別		性別	
年齢	死亡者総数	男性	女性
～39	6	5	1
40～49	22	16	6
50～54	20	12	8
55～59	32	16	16
60～64	26	12	14
65～69	30	16	14
70～	78	36	42
合計	214	113	101

現在療養中		年齢
性別	人数	
男性	15	(44,50,51,53,54,57,59,59,62,62,63,65,65,67,72,)
女性	13	(51,52,55,57,58,59,64,64,71,71,76,83,84)
合計	28	

※下線は未払い27人(支払い決定215人、うち現在療養中23人) 労災認定(時効救済含む)5名は総数より除外

問い合わせ先 尼崎労働者安全衛生センター
TEL・FAX 06(4950)6653

早川義一さんの死を悼む

6月21日、早川義一さんが亡くなられた。

前田恵子さん、土井雅子さんとともにクボタ・ショックを起こした、その最後の一人の死に思いは尽きない。

クボタショックの2005年6月末から2006年4月のクボタ救済金制度一時合意発表までの間はいろいろあった。

水俣病などの公害事件の歴史からみて、クボタ旧神崎工場が石綿汚染源となったという因果関係の立証が必ず問題になることを確信していた。

最重要は疫学証拠だ。

この点は、車谷典男奈良医大教授と熊谷信二大阪府公衆衛生研究所課長（現・産業医科大学准教授）による、ほとんど前例のない疫学調査が実行され、大きな成果をあげた。

一方、類例のない被害事件の可能な証拠集めをしようと、被害者の肺内石綿小体、石綿繊維の計測を、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取雄司所長らが進めた。

成果を名取所長が学会で発表、2006年7月19日に記者会見を行った。

このことは関西労働者安全センターのブログで報告した。<http://blogs.yahoo.co.jp/koshc2000/9314947.html>

早川さんは土井さんと同様、片肺全摘手術を兵庫県立塚口病院で受けていた（土井さんは兵庫医大）ので、早川さんと相談して病院から残されていた組織をかり出し、名取所長に分析を依頼した。

土井さんの分析結果はブログに引用した



早川さん夫妻

新聞記事の通り、明かな職業ばく露ではないが、ばく露のない場合よりずっと多い石綿小体と通常では検出されることがありえない量の青石綿を検出した、というものだった。

各調査対象者に結果を伝えたが、早川さんの石綿繊維の電子顕微鏡による最終的な分析結果は少し遅れ、半年ほどたったころ結果が届いた。

早川さんの肺からは土井さんよりやや多い石綿小体が検出されていた。

そして、青石綿も出てきた。

名取所長から届いた報告書を早川さんに直接手渡そうと電話をした。

結果の概略を電話で話し、渡したいと言うと「もう、ええですわ」との返答だった。気持ちはわかるような気がした。お互い笑いながら「わかった、わかった」と報告書はそのまま私の手元に残って、ずっと、机の端に置かれていた。

石綿肺で新法認定された故鶴谷さんの検出本数には遠く及ばない値だが、早川さんの肺の中には青石綿が確かに埋まっていたのだ。（事務局 片岡明彦）

連載 それぞれのアスベスト禍 その16

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

老人の生活を変えた石綿救済法

Nさん(81歳)は、6月28日付けで「石綿肺がん」として石綿救済法で認定された。NさんはH14年に肺がんを発症して、右肺の三分の一を切除した。それ以後呼吸困難が続き、現在は24時間酸素のチューブが離せない。

最初にNさんから相談を受けたのは、H22年11月26日の「アスベストホットライン」の時だった。「若いころから防水工事の仕事をして、周囲にアスベストの吹き付けが有る中で働いてきました。若い頃少しの期間見習いで仕事をして、その後独立しました。その当時は景気も良くて職人を雇い、大忙しでした。」しかしバブル崩壊後から仕事が減り、歩調を合わせるかのように身体も息苦しくなっていた。当初、医師の診断は「肺気腫」だった。タバコを吸っていたから…と、自分なりに納得もした。しかし肺がんの発症時に診察した医師からは「アスベストが有る」といわれた。その後Nさんは労働基準監督署に問い合わせをしたが「労働者期間が短く、事業主の特別加入にも入っていない」ことを理由に、労災申請を諦めざるを得なかった。

Nさんは、関西電力の起源の一つで、戦前の五大電力会社の一角を占めた宇治川電気の本社ビルの改装工事もやったという。他にも、著名な建物やJR天王寺駅ホームな

ど、聞きなれた場所が出てくる。昔の仕事の話をしている時のNさんは目が生き生きと輝いている。そしてその後必ず「アスベストが悪いものとは知らなかった。知っていたらそんな仕事しなかった。仕事仲間も何人か肺がんで死んでいる。彼らもアスベストが原因かもしれない。気になるがもう連絡が取れなくなっている」と語る。

Nさんの発症は、H14年。当初レントゲン・CT写真を借りて水嶋先生に読影をお願いした。いつもの如く「石綿関連所見」の確認だ。胸膜プラークあり、と診ていただいた。繊維化もあると言われた。どうしよう…、「石綿肺がん」では術後時間が経ちすぎている。「石綿肺」で申請しようか?そこで、諸先生方の意見を伺う事にした。

今年2月5・6日に行われた「アスベスト・じん肺プロジェクト」に参加して名取先生に読影をお願いした。「これは肺がんの後遺症でいけますよ」と即座に言って頂き、環境保全機構に「肺がん」で申請を行い、待つこと3ヶ月余。認定通知が届いた。

81歳の高齢に加えて呼吸困難。居間から玄関に出るまでも、かなりの時間と労力が必要なNさんは一日の多くは椅子に座っている。妻は認知症の為にNさんの世話は殆ど出来ない。週二回は介護サービスのお世話になり、他の日は娘のTさんがまめに通って面倒をみているが彼女も仕事と子供を抱えて大変そうだ。

Nさんは暫く前から生活保護を受給して



いた。そこに石綿救済法の認定通知が届き、「過去に遡り3年分支払います」となった。当然生活保護はストップする。「まずは役所と相談しなければ」という片岡さんのアドバイスを受けて、急ぎ話し合いを行った。

居住地区役所の窓口担当者も困惑していた。「一般的には、入金された金額に対して返還請求をかけさせていただきます。いったん返還して貰って、生活保護金額に換算して計算し…」とすっきりしない説明。どうやら、生活保護受給者が過去に受給権利のあった年金が遡って支給された時は、そのような措置をとるようだ。「しかしこれは年金では無いでしょう」から私の反論が始まった。滔々と石綿救済法の趣旨を論じて…、すると「うちでは事例が無い事なので本庁に相談を」となった。

受付の後方で椅子に座っている娘のTさんと私に、二回ほど「今、本庁からの連絡待ちです。もう少しお待ちください」と担当者が言った。やっと「お待たせしました」と案内されたら「本庁も事例が無かったので、お時間を取らせてしまい申し訳ありませんでした」と、本題に。その結果は「石綿救済法の遡り支給分はそのままとして、生活保護

を廃止」と決まった。国保加入の手続き等をする為の説明が有り、最後に担当者から「Nさんは今まで苦勞されてきました。どうぞ、残りの時間を有意義に過ごして下さい」と丁寧なる挨拶があった。そしてこの言葉は、私の心に爽やかな風を吹きこんだ。

体調を崩して自由を奪われ、毎日を寂しく過ごしていた老人のもとに、環境保全機構から思いもかけないお金が飛び込んだ。「お爺ちゃん何が欲しい？」と娘が尋ねると「補聴器と新しいメガネが欲しい」と答えた。ささやかな喜びに浸っていた時に「取りあえず全額を市役所に返還して…」となったら、落胆したNさんは心臓まひでも起こしかねないと案じたが、無事に解決をみた。Nさんは補聴器と新しいメガネを買ってもらえる事だろう。いつも手元に本を置いているNさん。「子供の頃に家が貧しくて学校に行けなかったから」と年老いても本から知識を学ぶことを忘れない。本の文字がもっと読みやすくなるだろう。今度訪問したら、補聴器のお陰で会話がらくになりそうだ。

「もういっぺん、外で走ってみたい」と寂しそうに呟いていたNさん。もうNさんの願いが叶う事はないだろう。でも「アスベストを吸ったからこんな身体になった事だけでも認めて欲しかった」というNさんの願いは何とか応える事が出来た。

この日ばかりは、常日頃から不十分な救済法だと文句ばかり言っているけれど「石綿による健康被害救済法」が有難く感じられた。しかし、Nさんは10万円余では妻と二人の生活は出来ない。やっぱり救済法の見直しは急務だ。

アスベスト報道ダイジェスト 2011年6月

- 6/1 大阪府泉南地域のアスベスト工場の元労働者や遺族らが、健康被害への損害賠償を国に求めている訴訟の控訴審が、大阪高裁で結審した。判決は8月25日。原告側は06年に提訴し、1審の大阪地裁は昨年5月の判決で、石綿被害で初めて国の責任を認め、原告29人のうち26人について計約4億3500万円の賠償を命じた。
- 6/3 建設作業中に吸い込んだアスベストで健康被害を受けたとして、京都府内の建設作業員と元作業員、遺族計11人が、国と建材大手メーカー44社に計4億2350万円の損害賠償を求めて京都地裁に提訴した。同様の訴訟は東京、横浜、札幌各地裁に続いて全国4例目。原告は、建設現場で左官や大工などとして27～57年間働き、肺がんなどを発症して労災認定を受けた56～78歳の男性10人と、遺族1人。1人3850万円を請求している。
- 6/14 名古屋市は、名鉄百貨店本店ヤング館跡の工事現場で、世界保健機関の基準値の49倍のアスベストが検出されたと発表した。施工者の鹿島建設によると、5月25日に6階バルコニーで採取した試料から1リットル当たり490本の石綿濃度を検出した。同社は工事を中止し、除じん装置の入れ替えや点検強化などを実施。同27日、同じ場所で測定したところ0.3本に減ったため、工事を再開した。
- 6/19 神戸港で約20年間、アスベスト入り貨物の荷役作業にあたり、肺がんになった兵庫県内の男性(79)の労災申請を2度にわたって退けた神戸東労働基準監督署が、調査の不手際を認め、一転して労災認定したことが分かった。「肺に石綿が認められない」との意見書を出した医師が根拠となる検査をしていなかったのに見逃していたとみられる。「ひょうご労働安全衛生センター」によると、男性は04年に肺がんを発症。06年に石綿肺などの療養補償給付を申請したが、同署は「『石綿小体』や『胸膜プラーク』が認められない」との医師の意見書を理由に不支給とした。男性は労働者災害補償保険審査官に不服を申し立てたが棄却され、10年7月にも同署に労災申請したが再度不支給とされた。しかし、今年1月に肺がん手術の際に除去した組織を検査したところ、認定基準を大きく上回る石綿小体が検出され、報告を受けた同審査官が同署に再調査を指示。同署は不支給決定を取り消した。
- 6/21 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺に居住歴がある早川義一さんが、中皮腫のため59歳で亡くなった。工場周辺住民の健康被害を最初に告発した患者3人のうちの1人で、被害の実態が全国的に知られるきっかけとなった。他の2人は既に亡くなっている。
- 6/24 「ひょうご労働安全衛生センター」が、東日本大震災の被災地に防じんマスクを届けるプロジェクトに取り組んでいる。震災被災地では、倒壊した建物などに含まれるアスベストの飛散が懸念されており、同センターはマスク購入の支援金を募っている。阪神大震災15年を迎えた昨年1月、同センターは東京都の患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」などと共に、災害時の建物倒壊による石綿飛散に備えマスクを備蓄するプロジェクトを始めた。今年3月までに1000個を備蓄、東日本大震災発生で被災地に入るNGOにマスクを託した。
- 6/25 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で、アスベストによる健康被害が発覚して6年。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部」と支援団体の尼崎労働者安全衛生センターが、中皮腫に苦しむ被害者や遺族らの手記「明日への伝言」を出版した。08～11年に患者団体の会報「尼りかん」に掲載された約30人の生々しい声がつづられている。アットワークス刊、A5判320ページ、1890円。
- 「クボタショック」から6年、患者や支援団体は25日正午から「アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」を開く。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部」などが主催。集会では、中皮腫で右肺を摘出する手術を受けながら、サックスを吹いて同じ患者を勇気づけた矢木龍八さんをしのいで、矢木さんが残した詩に、夫と同じアスベスト疾患で亡くした女性が曲をつけて、歌を披露する。このほか、石綿疾患患者が登壇して、体験や思いを語るほか、奈良や岐阜、大阪などアスベスト被害について、各地の支援者が報告する。
- 6/27 三菱重工工業下関造船所で働き、アスベストを含む粉塵を吸って塵肺になったとして、下請けや孫請けの会社の元従業員3人と遺族1人が、三菱重工に計約1億4千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、山口地裁下関支部の曳野久男裁判長は「塵肺と認定するには不十分と判断した」として原告の請求を退けた。原告側は控訴する方針。
- 6/28 厚生労働省は、2010年度にアスベストが原因で肺がんや中皮腫を発症し労災認定された人は994人だったと発表した。前年度より77人減ったが、依然として1000人規模の高い水準。石綿被害による労災申請者は前年度より32人少ない1142人。労災認定された人は、東京113人、大阪101人、神奈川94人、兵庫88人などの順で多かった。一方、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定を受けた遺族は68人減って41人と、06年の同法施行以来、最も少なかった。
- 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場近くに住み、アスベストを大量に吸うと発症する石綿肺を患った鶴谷詔量さん(昨年9月に死去)の遺族に対し、クボタは救済金を支払うことを決めた。昨年7月に石綿肺が石綿健康被害救済法の対象疾患に追加され、鶴谷さんは死亡後の今年2月、国から救済認定された。クボタが石綿肺の患者側に救済金を支払うのは初めて。

韓国からのニュース

■裁判所、三星半導体白血病労働者に労災認定／労働者ら持続的に有害物質に曝露…原告3人は棄却

三星半導体の白血病被害労働者と遺族が、勤労福祉公団を相手に出した遺族手当と葬祭料不支給処分取り消し請求訴訟は、一部勝訴し、労災が認められた。

しかし裁判所は原告5人のうち3人については、有害物質に持続的に曝露したり、TCE(トリクロロエチレン)を除く有害物質の曝露が白血病を誘発したとは認められないなど、証拠が不十分だとして請求を棄却した。

ソウル行政法院は23日、三星半導体の器興工場で働いている間に白血病の診断を受けて死亡したファン・ユミ氏とイ・スンミョン氏の遺族に対して、作業環境と白血病との関連性を認定、勤労福祉公団に労災不承認を取り消せと判決した。

ファン・ユミ氏は三星半導体で働いていたが、2005年に白血病を発病し、2年間の闘病生活の後、2007年3月6日に亡くなった。ファン・ユミ氏と一緒に2人1組で三星半導体で仕事をした故イ・スギョン氏も、2006年に白血病に罹り、その年に死亡した。

裁判所はファン氏とイ氏に関して「白血病の原因は明確ではないが、(作業環境による)発病の可能性を排除することはできない」とし、「(故人が働いた)工程で有害化学物質を使っており、この物質がすべて排出されたとは考えられず、持続的に有害物質に曝

露したものと判断する」と判示した。

続いて裁判所は「二人とも3ライン3ベイで湿式の工程を担当し、洗浄の過程で更に多くの有害物質に曝露したことをベースに見れば、産業安全保健研究院の調査は1回の測定で、日常的な作業環境を測定するには無理がある」とし、「特に、これらは一部で放射線の曝露もあったものと考えられ、曝露量が一定水準未満であっても、相乗作用を起こした白血病の可能性があると説明した。

また裁判所は「疾病と業務の間に相当因果関係がある」とし、「労災と認定しなかった処分は違法である」と判示した。

一方、裁判所は原告チョン・エジョン氏の夫である故ファン・ミヌン(2004年に白血病を発病し、2005年死亡)氏に関しては「ラインで働いていなかった」とし、「有害化学物質への曝露は認められるが、下請け業者が(設備を)周期的に管理しており、セットアップの作業は別の業者で、この業務を担当して持続的に有害物質に曝露したとは認められない」。「放射線に曝露したとも見られず、(三星半導体で働く)男性勤労者の発病の有無は統計的に有意義ではなく、一般国民と比較しても同じ、もしくは却って低い」とした。

続いて原告キム・オクイ(2005年に白血病を発病し、闘病中)氏に関して、「TCEとそれ以外の物質を使ったと主張するが、三星は1995年4月以後はTCEを使っておらず、原告

が他の有機溶剤を使ったとしても、医学界ではこれを癌発病の原因と認めていない。「有害物質に一部曝露したと思われるが、これによって白血病を起こしたとするのは難しい」と判示した。裁判所はまた、夜間勤務が疾病を誘発したという主張に関しても、「退社後、相当な期間が経過して発病したもので、無理な勤務によって白血病は誘発されないとするのが医学界の判断」だと付け加えた。

更に裁判所は、原告ソン・チャンホ(2008年に悪性リンパ種を発病後、闘病中)氏に関しては、「有害物質に曝露したとしても、非ホジキンリンパ腫を誘発したとは認められない」とし、「TCEに持続的に曝露したとも見られない」と判示した。続いて「原告は退社後、同一業種で約4年間働き、三星を退社した9年後に発病した」とし、「交代勤務による身体のリズムの乱れが白血病が発病したと見るのも難しい」と判示した。

一方、三星半導体の白血病被害労働者と共に行政訴訟に参加した『半導体労働者の健康と人権を守る』(パノリム)のイ・チョンラン労務士は、「半導体産業がどれくらい危険なのか人々はよく分からないのだから、すべての半導体産業の被害者が労災と認められなければならない」とし、「判決文を見て不十分な資料を整備し、控訴を準備する」と話した。2011年6月23日 民衆の声 ク・トヒ記者

■私たちが三星との闘いに勝った／三星白血病労災労働者、行政訴訟で一部勝訴

「一部勝訴で終わったが、とにかくこの闘

いで私たちが勝った。請求が棄却された方々のために最後まで闘わなければならない」。

三星半導体の白血病被害労働者遺族たちが勤労福祉公団を相手に出した行政訴訟で、一部勝訴し、労災が認められると、すぐに遺族の目から熱い涙が溢れた。

裁判所の宣告後に行った記者会見で、原告たちは1年5ヶ月余りの『闘い』について喜びと残念な思いを打ち明けた。

故ファン・ユミ氏の父親ファン・サンギ氏は、「勤労福祉公団が労災不承認の根拠に挙げた産業安全保健研究院の疫学調査の結果は、被害者の私たちが参加しておらず、公正性を失った」とし、「他の方々が敗訴したのはこのためで、正しい疫学調査を再度実施しなければならない」と話した。

続いてファン氏は「ユミに生前『この病気は個人の病気ではなく、労災に間違いはない。労災と認定されるまで闘う』と言った」。「1審はユミの職業病を承認したが、他の方々は請求が棄却されたので、この方たちのためにも最後まで闘わなければならない」と強調した。ファン氏はまた「三星は労働組合の牽制を受けることがないために、このようなことが発生した」。「三星の無労組経営方針を是正しなければならない」と話した。

請求を棄却された故ファン・ミヌン氏の妻チョン・エジョン氏は、口惜しさにずっと涙を流しながら、「ファン・ユミ氏とイ・スギョン氏。夫と同じ設備で働いた人たちが勝訴したので、私たちも勝てると思える」。「夫は三星半導体で仕事をして死んだのに間違いなく、一部勝訴を希望として不十分な

資料を立証して控訴審を準備する」と話した。

イ・ジョンラン労務士は「労働者は知らされていない化学物質による発病を立証する方法がないため、産業災害補償保険法は改正されなければならない。「ファン・ミヌン氏の場合、白血病に罹るような危険な仕事をしたのに、今回の判決は不当だ」と強調した。「それでもこの方たちの勇気がなかったらここまで来られなかった」とし、控訴をすると話した。

記者会見には国会環境労働委員会所属のイ・ミギョン民主党議員も出席し、勝訴に喜びながらも、敗訴した遺族を慰めた。「一部に労災が認められたのは一歩前進で、後の3人も必ず労災を認められるように努力する」。「労働部と勤労福祉公団はもっと反省し、労働者の立場で、痛みを解くために努力しなければならない」と話した。勤労福祉公団には「公共機関が三星だからと裁判に臨んだのは誤りで、自分の義務を忠実に尽くしていない」と指摘した。「もっと多くの物質が(有害物質の範疇に)含まれるように、産業災害補償保険法が改正されなければならない。立証責任が労働者にあることも改正されなければならない」と強調した。

記者会見に参加したホ・ヨング民主労総前副委員長は「三星は7月から複数労組が許されるのに備えて、労働部の高位官僚を迎え入れるなど、民主労組の結成を妨害している」。「必ず三星に労働組合を結成する」と話した。

今回の裁判結果について三星グループの広報チーム関係者は、「たった今出た判決に

対してコメントするのは無理」とし、「控訴するかどうかも勤労福祉公団から判決文をもらって検討する」と話した。三星は労働者からの白血病発病論議が絶えず、昨年末に第三者機関に疫学調査を依頼した。この疫学調査の結果は7月中旬に発表される。2011年6月23日 民衆の声 ク・トヒ記者

■三星で3年仕事をしたら半身麻痺に視力損傷まで…/三星半導体LCDの労働者2人、稀貴病『多発性硬化症』で労災申請

三星半導体工場で働いて白血病に罹った労働者に裁判所が産業災害を認める中で、同じ工場で働いて多発性硬化症が発病した労働者2人が、新しく産業災害を申請した。

三星電子の半導体事業部・器興工場で2年間働き、多発性硬化症に罹った女性労働者A氏(27)と、同じ工場のLCDモジュール課で3年間働き、やはり多発性硬化症に罹ったキム・ミソン(32)氏は29日勤労福祉公団で記者会見を行い産業災害を申請した。

多発性硬化症は発病原因がハッキリしていないが、化学物質への曝露やストレスなどによって身体が麻痺したり、視神経の損傷、脊髄炎、末梢神経障害になる稀貴病である。

入院治療3年目のA氏は、2003年2月に三星電子半導体事業部器興工場に入社し、半導体製造、洗浄関連の化学物質を扱った。入社前までは18回も献血をするほど元気だったが、勤務を始めた後7ヶ月で生理不順、睡眠障害を発症して体重が10kgも減った。2005年に退社した後、2007年からは視力低下、筋力低下が発症し、多発性硬化症と

診断された。結局 2008 年 6 月にある病院に入院した A 氏は、針で刺すような痛みと歩行障害になり、少し無理をすると気絶するほど体力が衰弱している。

A 氏に与えられた業務は、半導体製造のために感光溶液を入れたり洗浄する業務だったが、作業は半自動でも手動で行われた。A 氏は『半導体労働者の健康と人権を守る』（パノリム）に「初めは 2～3 日ごとに一回ずつ問題が発生した」。「現場は臭いがして 1 時間程で逃げ出したこともあるが、原因は聞けなかったし、措置をしたと聞いただけ」と話した。彼は感光液と洗浄液の危険性に対する教育や安全教育はキチンと受けなかったと主張した。現在の入院中の A 氏は日常の挙動が難しい状態で、この日の記者会見には参加できなかった。

また別の被害労働者キム・ミソン氏もやはり、高等学校 3 年の 97 年に三星電子 LCD 工場に入社するまでは元気だったが、2000 年 3 月頃仕事の途中で左側の半身が完全に麻痺し、病院に行って多発性硬化症の診断を受けた。治療のために休職し、その年の 12 月退社したキム氏は、以後再び歩くまでに 1 年もかかった。引き続いて再発する症状のため、全身のしびれと視神経障害が起き、TV やコンピュータを使用できないほど視力が極めて良くない状態である。今まで 5 回も多発性硬化症が視神経に再発し、視力障害 6 級と判定された状態である。

キム氏の業務は、LCD モジュールとパネル製造部署で手動でハンダ付けをする仕事で、中枢神経系列に影響を与える毒性物質を含んでいる有機溶剤のイソプロピルアル

コール (IPA) やアセトンなどの有機溶剤を使用して異質物を除去する仕事もした。キム・ミソン氏が働いた作業場は、先に労災が承認されず、今年初めに訴訟を起した三星 LCD 労働者ハン・ヘギョン氏が働いた作業場と同じ部署のそばのラインである。脳腫瘍と闘っているハン・ヘギョン氏も、IPA などの有機溶剤を使ったと話している。

キム氏はこの日の労災申請記者会見で「窓のような喚起施設もなかったし、局所排気装置は稼働せず、鉛の臭いがひどかった」。「紙のマスクを着用したが臭いを止めることができず、何時も鉛の臭いがした」と話した。彼は「安全教育も『服はキチンと着なさい』、『事故に気をつけなさい』という一般的な内容だった」と話した。

『パノリム』は「先週、裁判所が三星半導体の白血病被害労働者に労災の判定を出すまでに、最初の労災申請の受付から 4 年もかかった」。「これからは、このように面倒くさい裁判所にまで来て、やっと労災と認められる構造ではなく、勤労福祉公団の段階で簡単に労災と認定し、被害補償と治療が受けられる権利が保障されなければならない」と話した。2011 年 6 月 30 日 民衆の声 チョ・テクン記者

(翻訳：中村猛)

前線から

連合が2年ぶりにセーフティネットワーク集会

地方連合の取り組みとの連携が課題

全 国

連合は6月27日に全国セーフティネットワーク集会を開催、約300人が参加した。集会では「今後の労働安全衛生の向かうべき方向」「大震災における労働安全衛生の在り方」と題した2つのリレートーク形式の講演が行われた。スピーカーとして機械安全の専門家である明治大学の向殿政男教授、メンタルヘルス対策で東大の川上憲人教授、それに厚生労働省の担当者が順次テーマについて講演した。

「絶対安全は存在しないものであり、リスク情報の交流が大切」とリスクアセスメントのあり方について向殿氏が提言、「職場のラインや法規制によるメンタルヘルスには限界がある」と日本型の予防枠組みを作る必要性について川上氏が

提言した。厚生労働省の担当者は、流通産業の労災多発状況に対する4S活動を中心とする新たな取り組みなど、今後の行政サイドからの施策についての説明を行った。

従来連合はここ10年、毎年開催される中央労働災害防止協会主催の産業安全衛生大会に開催地と日程を合わせて開催し、2日目には労災防止指導員と労災保険審査参与の分科会を設けて、取り組み状況を交流する形をとってきたが、昨年は開催を見合わせ、今年からは7月第1週の安全集会にあわせて開催するように変更された。

また一時期、地方ブロックごとに開催されてきたセーフティネットワーク集会については、一部を除いて開催されておらず、都道

府県単位のセーフティネットワーク集会が開催される地方が多くなっている。それらの地方の活動と連合本部との関係についてなど、今後の連合の安全衛生対策の取り組み方向について、議論が整理されていない状況については、各地方連合安全衛生センターなどでは今後の課題となっている。

今後の連合の取り組みが注目される。



6月の新聞記事から

- 6/3 東京電力の男性社員2人が福島第一原発で多量の放射性物質を体内に取り込んだ問題で、東電は2人の総被曝量が今回の緊急作業で250msvを超える評価結果になったと発表。総被曝量は最低でも280msvを上回り、最大では650msvを超えた。
- 6/5 東京電力福島第一原子力発電所で、作業員2人が脱水症と見られる症状で手当てを受けた。復旧作業で熱中症と診断された作業員は9人に。
- 6/7 福島第一原子力発電所の2人の運転員が緊急時の被ばく限度を超えていた問題で、厚生労働省は発電所の立ち入り調査のため職員4人を現地に派遣した。2人の運転員は、「3月12日の水素爆発のときに、放射性物質の吸い込みを防ぐマスクをしていなかった」と話している。このほか厚生労働省は、東京電力に対して、長期間作業している全員を対象に被ばく量の精密検査を実施し今月10日までに結果を報告するよう指導。
- 6/9 被災地の応援に派遣された公務員の東日本大震災に関連した過労死や過労自殺とみられるケースが全国で約10件あったことが過労死弁護団全国連絡会議のまとめで分かった。東北地方の自治体に派遣された市職員の男性は住居の安全確保の仕事などで多忙を極めた上、被災者のクレームが殺到。うつ病と診断されて自殺した。
- 6/10 東京電力は福島第一原発で作業をしていた男性社員2人の被曝線量が678.08msvと643.07msvに達していたと発表した。また、新たに50代の男性社員の甲状腺から多量の放射性ヨウ素が検出されたと発表。3人とも健康診断で異常は見つっていない。30代社員が外部被曝88.08msv、内部被曝590msv、40代社員が外部103.07msv、内部540msv、50代社員の外部被曝は110.27msv。
- 6/13 東電社員2人が被曝線量限度を超えて被曝していた問題で、厚生労働省は線量限度を超えて被曝した可能性のある東電社員がほかに6人いたと発表した。6人は男性で、線量が最も高かったのは、計測制御器機保守を担当の497msv。東電の調査によると、200msvを超えた可能性があるのは6人、100msv以上200msv未満の可能性は88人。岩手県の達増知事は記者会見で、自殺総合対策本部を設置すると発表した。専属の職員3人を配置し対策を強化する。20日に1回目の会合を開く。岩手県の昨年の人口10万人当たりの自殺率は32.2人と、全国で2番目に高かった。
- 6/14 厚生労働省は2010年度の脳・心臓疾患や精神疾患に絡む労災補償状況を発表した。仕事のストレスや過労でうつ病になるケースなど「心の病」に絡む労災の申請は1181件（前年度比45件増）、補償が認められた支給決定は308件（同74件増）で、ともに過去最多となった。
- 6/15 国発注のトンネル工事でじん肺となった元作業員を救済する基金創設などを定めた「トンネルじん肺救済法案」が今国会で成立する見通しとなった。受注したゼネコン業者が基金に拠出。粉じん作業に従事した期間や健康診断記録の一元管理も盛り込んだ。法案は、独立行政法人労働者健康福祉機構に「トンネルじん肺基金（仮称）」を設けると明記。今後、新たにじん肺と認定された患者や遺族に対し、同機構が管理区分に応じ補償金を支給。最も症状が重い患者や遺族には1320万円を支払う。
- 6/17 防衛省は3月12～13日に福島第1原発の事故対応にあたった陸上自衛隊員のうち12人の被ばく線量を約2カ月半、確認していなかったことを明らかにした。累積線量が最も高い隊員は82.7msvで、同省が5月に国会で最高値と説明していた22.7msvを9人が超えていた。
- 6/20 福島第1原発の復旧作業に従事した作業員が対象の被ばく線量検査を巡り、厚生労働省は3月中に従事した約3700人のうち30人前後の下請け作業員の身元が特定できていないと発表。厚労働省は「管理がずさんで遺憾だ」と作業員を特定して検査するよう東電を指導した。厚生労働省は福島第1原発の復旧作業に従事した東電男性社員1人が被ばく線量の限度を超える335msvを被ばくした可能性があるとして発表。限度超過やその疑いがあるのは計9人となった。新たに1147人分の被ばく線量の暫定値が判明。200msv超～250msv以下が2人、100msv超～200msv以下は19人、20msvミリシーベルト超～100msvミリシーベルト以下は279人だった。厚労働省は内部被ばくだけで100msvを超えた10人と、合計線量で200msvを超えた2人も作業から外すよう指示。福島第1原発事故の損害賠償交渉の指針を定める文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、避難者の精神的苦痛の賠償額について、発生から6カ月までの間は1人当たり月額10万円と決定した。避難所での生活者は2万円を上乗せする。審査会は発生から6カ月を第1期、その後6カ月を第2期、それ以降を第3期と分類、第1期は月額10万円、第2期は月額を半額の5万円にする。第3期は今後の事故の収束状況を踏まえて改めて算定する。
- 6/21 厚生労働省は東日本大震災で労災保険の遺族補償を申請した件数が20日時点で、岩手県240人、宮城県689人、福島県95人となり、3県で計1024人にと上ると発表した。
- 6/22 パワハラやセクハラによるストレスで「適応障害」になったとして、勤務先の厚生労働省に「公務災害」を申請していた木村盛世厚労技官が、記者会見し近く再申請する方針を明らかにした。職場で無視されたり、人面会で嫌がらせを受けたりして昨年10月に「適応障害」の診断を受け、勤務先の厚労働省東京検疫所東京空港検疫所支所に対し、今年3月2日付で公務災害を申し立てたが、認定に必要な記載がないなどの理由で、東京検疫所が4月14日付で申立書を返送してきたという。
- 6/24 東京電力は福島第1原発で仮設タンクの設置をしていた60代の男性作業員が、熱中症で福島県いわき市内の病院に搬送された。経済産業省原子力安全・保安院は、東京電力福島第1原発事故直後から5月末までに東電からファクスで届いた原子力災害対策特措法に基づく通報文書など、計約1万1000枚を保安院のホームページで公開した。政府の事故調査・検証委員会でも検証対象になるとみられる。
- 6/30 福島第1原発事故の復旧作業に当たる作業員の被ばくや熱中症を防ごうと、福島労働局は作業員を派遣する東電の協力会社の安全衛生管理担当者を福島県いわき市内に集め、防護服の着方などを実地で指導した。